

特定非営利活動法人  
いわて生活者サポートセンター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人いわて生活者サポートセンターという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岩手県盛岡市南大通一丁目8番7号におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、すべての方々の、経済状況や社会状況を反映したあらゆる悩みと向き合い、相談を受け、その解決と生活再建にむけ支援することを目的とする。また、地域社会の問題と正面から向き合い、人権擁護及び社会全体の利益に寄与することを目的とする。さらに、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 消費者の保護を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 消費生活上の取引、契約に関する問題についてコンサルティングを行いその解決に向けて支援する事業
- (2) 相続、財産管理に関する問題についてコンサルティングを行い、その解決に向けて支援する事業
- (3) 多重債務、金銭上のトラブル、経済的困窮に関する問題についてカウンセリングとコンサルティングを行い、生活再建に向けて支援を行う事業
- (4) 生活再建、自立および改善のための生活資金の貸付事業
- (5) 家屋の賃貸借契約および雇用契約における身元保証人の選任が困難な方のため

の保証を行う事業

- (6) 離婚、DVに関する問題についてカウンセリングとコンサルティングを行い、生活再建に向けて支援を行う事業
- (7) DV被害者の緊急一時保護のためにシェルターの設置、運営を行う事業
- (8) 児童虐待、不登校、ひきこもりに関する問題についてのカウンセリングとコンサルティングを行い、その解決に向けて支援する事業
- (9) 上記に関する調査、研究、および知識向上のための受託事業
- (10) その他、目的達成に必要な活動

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、個人会員及び団体会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする

- (1) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した法人の運営に参加できる個人
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した法人の運営に参加できる団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助の意志を持つ個人または団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、この法人が別に定める入会申込書を提出して申し込むものとし、理事会が承認する。但し、理事会は正当の理由がない限り入会を認めなければならない。

(会費)

第8条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。なお、会費はこの法人の経費及び運営に使われるものであり、中途退会における会費及びその他の拠出金品はこれを返還しないものとする。

(退会)

第9条 会員は別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員に次の事情が生じたときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 団体が解散したとき
- (4) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(除名)

第11条 会員が、この定款に違反したとき、又は法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときには、総会において個人会員及び団体会員の総数の4分の3以上の議

決により除名することができる。但し、この場合は、その会員に議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

#### 第4章 役員及び職員等

(役員の種類と定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事5人以上10人以下
  - (2) 監事2人
- 2 理事のうち、理事長1人及び副理事長1人を置く。

(選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長はこの法人を代表し、その職務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は次の職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において、個人及び団体

会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき

(報酬等)

第17条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(顧問)

第18条 この法人に役員とは別に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事長が任命し、理事会の承認を得る。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長及び職員は理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は個人会員と団体会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 役員を選任及び解任、職務、報酬に関する事項
- (7) 会費に関する事項
- (8) その他この法人の運営に関する事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後2か月以内で開催する。

- 2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき
- (2) 個人会員及び団体会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載

した書面をもって召集の請求があったとき  
(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から請求があったとき

(召集)

第24条 総会は理事長が招集する。但し、第14条第4項第4号の規定による臨時総会は監事が招集する。

2 理事長は臨時総会開催の請求があったときは、請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、理事長又は監事は、総会を開催する日時、開催の場所、目的となる事項を明示する議題を記載した開催通知を、少なくとも会議開催の5日前までに個人会員及び団体会員に通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した個人会員及び団体会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、個人会員及び団体会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ個人会員及び団体会員に通知した事項に限られるものとする。

2 総会の議事は、この定款で別段の定めがあるものを除いて、出席会員（議長を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 個人会員及び団体会員の表決権は、平等なるものとする。

2 総会に出席できない個人会員及び団体会員は、通知された議案の各々について書面をもって表決し、又は他の個人会員及び団体会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した個人会員及び団体会員は、第26条（定足数）、第27条（議決）については総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する個人会員及び団体会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 個人会員及び団体会員の総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過及び概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### (構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 予算作成後にやむを得ない事由が生じた場合の既定予算の追加又は更正に関する事項
- (4) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局等の組織及び運営に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第32条 理事会は次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき

### (召集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事又は監事から理事会の開催の請求があったときは、請求の日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び議案事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

### (定定数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ理事に通知した事項に限られるものとする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第37条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 理事会に出席できない理事は、通知された議案の各々について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条(定足数)、第36条(議決)については理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出できる。

2 前項の収入支出は、当該年度の予算が成立した場合には、その予算に基づく収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第44条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2か月以内に総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(臨時の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した個人会員及び団体会員の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は次の場合に解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 個人会員及び団体会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは個人会員及び団体会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事項により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから、総会で選定した法人に譲渡する。

(合併)

第50条 他の法人との合併を行うときは、総会において、個人会員及び団体会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、事務所所在地の掲示板及び官報に掲示して行う。

## 第10章 雑則

(規則)

第52条 この定款の施行について必要な規定及び細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

平成17年5月12日 一部改正

平成26年5月29日 一部改正

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	阿部 和平
副理事長	島 昭子
理事	岩本 栄子
理事	菅原 義夫
理事	須山 通治
理事	芳賀 聡
理事	横沢 善夫
監事	小瀬川 芳彦
監事	寺山 一男

3 この法人の設立当初の役員は、第15条第1項の規定にかかわらず成立の日から平成

16年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。

6 この法人設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

個人会員	年会費	5,000円	
団体会員	年会費1口	10,000円	1口以上
賛助会員	会費1口	3,000円以上	1口以上